

香川県広域水道企業団条例第7号

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下「大学」と総称する。）<u>において、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p> <p>(2) 大学において、<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において、<u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。）</u>、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。</p> <p>(4) <u>短期大学等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>であること。</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下「大学」と総称する。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>であること。</p> <p>(2) 大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>であること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>であること。</p>

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (8) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については2年以上、第2号の規定による卒業をした者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 略

- (1) 大学、短期大学等又は高等学校等において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 略
- (4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 外国の学校において、第1号、第2号又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業（専門職大学前期課程にあっては、修了）をした者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者であること。
- (2) 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。第4号において同じ。）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業（専門職大学前期課程にあっては、修了）をした者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

- (7) 技術士法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第6号の改正規定の施行の際現に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了している者については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者とみなす。